

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方で、引き続き受給資格がある方は現況届を提出しなければなりません。なお、受給要件がありながら申請していない方などは下記まで問い合わせください。

○届出期間／児童扶養手当… 8月2日(月)～31日(火) 特別児童扶養手当… 8月11日(水)～9月10日(金)

■児童扶養手当とは…

次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）を監護している父または母、父母に代わって養育している方に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父母とも不明である児童

■特別児童扶養手当とは…

身体や精神に障がい（法律の定める程度）のある満20歳未満の児童を養育する父、母または父母に代わって養育をしている方に支給されます。



父子家庭のみなさんへ

広報7月号でもお知らせしましたが、8月1日から父子家庭のみなさんにも児童扶養手当が支給されます。（8月～11月分の手当の支給は、12月となります。）

今月号は、「手当の額」と「所得制限の限度額」についてお知らせします。

■手当額（月額）について

- 児童1人の場合 ①全部支給…41,720円 ②一部支給…9,850円～41,710円
- 児童2人以上の加算額 2人目…5,000円、3人目以降につき…3,000円

■所得制限限度額について

扶養人数	①全部支給 所得制限限度額	②一部支給 所得制限限度額	配偶者、扶養義務者の 所得制限限度額
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円



- 所得…給与所得者は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を引いた額です。
- 所得制限限度額…所得から社会保険料相当額（8万円）や雑損・医療費・小規模掛金（相当額）などを控除したものとなります。

※控除の種類を詳しく知りたい方は、下記まで問い合わせください。

すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、11月30日までに申請（認定請求）して認定した場合は「8月分」から支給されます。

※11月30日を過ぎると「申請の翌月分から」支給になります。

申請先・問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口☎485-2111内線122）

検診車による集団子宮がん検診のお知らせ

がんは死亡原因の1位で、今も増え続けており、子宮頸がんもその一つです。

子宮頸がんは、子宮の入り口付近にできるがんで、最近では年間約15,000名が発症し、約3,500名が亡くなっています。過去20年間で20～30歳代の発症が急増しており、ピークは30歳代後半です。

昨年度の本町の子宮頸部がん検診の受診率は24.5%で、釧路管内の28.8%と比べるとやや低い状況でした。検診車が来るこの機会に、どの年代の方も子宮頸部がん検診を受診されることをお勧めします。また、女性特有のがん検診無料クーポン券が送付された方は、ぜひ利用してください。

○日時／9月10日(金)、午前中(予定)

○場所／ふれあい交流センター

○対象者／20歳以上の女性で、昨年度受診していない方

○検診内容と料金／

●子宮頸部がん検診…1,000円

●経膈エコー検査(希望者のみ)…1,000円

※70歳以上の方、生活保護を受けている方は無料です。

○申込期日／8月27日(金)

※今回都合がつかない方は、町立病院、釧路がん検診センターでも受けることができますので、下記に問い合わせください。

○申し込み・問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)



インフルエンザに注意しましょう

『季節性インフルエンザ』の流行は、11月から始まり、1月から2月にピークを迎えて、春に落ち着きますが、冬以外の季節でも感染することがあります。

インフルエンザにかからないよう、また感染を広げないように次の予防を心がけましょう。

①帰宅後のうがいや手洗いを必ず行いましょう。

②せきやくしゃみが出る場合は、「せきエチケット」を心がけましょう。

●せきやくしゃみが出る時は、他にうつさないようマスクをつけましょう。

●マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけましょう。

●鼻汁、たんなどを含んだティッシュはすぐ捨てましょう。

●せきをしている方には、マスクの着用をお願いしましょう。



農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、住宅地に近い家庭菜園などをされる場合、農薬の飛散が原因で、住民や子どもなどへの健康被害が生じることがありますので、できるだけ農薬を使用しないように心がけましょう。また、農薬を散布する場合は、使用方法を確認し、農薬の飛散防止に努め、十分な配慮を行いましょう。

農薬に関する情報や使用に関する注意点などは、農林水産省ホームページ「農薬コーナー」(<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>)をご覧ください。

問い合わせ／役場住民課環境衛生係(役場1階③番窓口☎485-2111内線125)